「東京都水道局送配水管布設工事(シールド工法)の発注取扱要綱」 の改正について

東京都水道局では、シールド工法を採用する工事について、「東京都水道局送配水管布設工事(シールド工法)の発注取扱要綱」において、入札参加条件や事前の技術認定を定め、当該工事及び競争入札の適正な執行を図ることとしています。

この度以下のとおり、改正することとしましたので、お知らせいたします。

なお、2「事前の技術認定」に関しては令和5年4月の改正を予定しています。

- 1 入札参加条件
- (1) 改正内容

改正前

「シールド工事 | 及び「水道施設工事 | A等級の有資格者

改正後

原則、「シールド工事」及び「水道施設工事」A等級の有資格者とするが、配管工事等の水道施設工事を含まない場合は、必要業種を「シールド工事」のみとする。

(2)施行日

令和4年4月15日以後に公告等を行う案件から施行します。

- 2 事前の技術認定
- (1) 改正内容

改正前

① 急曲線施工 R=80m以下の施工実績

② 重要構造物との近接施工 鉄道等への近接施工実績

③ 有害ガス存在地域での施工 危険度ランク C以上の施工実績

改正後

① 急曲線施工 R=40m以下の施工実績

② <u>長距離施工</u> <u>L=1500m以上の施工実績</u>

③ 有害ガス存在地域での施工 危険度ランクC以上の施工実績

※いずれの認定条件も、国、地方公共団体、公社、公団その他公益事業者が発注したシールド工事のうち、過去 10 年間において完成した工事が対象

※ 危険度ランクCの要件

検知器	坑内に300m間隔、シールド機テール部、後方台車付近等に設置。
警報機	坑内に300m間隔、立坑上部、監視室等に設置。
換気設備	万が一のガス発生に備え、換気設備を増設できるような動力源等を確保。
電源遮断装置	検知器及び警報機と連動して、自動的に電源を遮断する装置の設置。 停電に備え、予備電源の別途確保。

✓ 上記を全て実施している場合に認定とする。なお、可燃性ガスに伴い防爆仕様のシールド機を →採用している場合は、危険度ランクΑ相当として、認定とする。

(2) 施行日

令和5年4月(予定)

【問合せ先】

水道局経理部契約課工事契約担当 電話 03-5320-6403

水道局建設部工務課工務担当 直通 O3-5320-6494